

大口町告示第55号

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町移住支援事業補助金交付要綱(令和元年大口町告示第109号)の一部を次のように改正する。

第1条中「町内への移住・定住」の次に「の促進」を加える。

第2条中「第2号又は第3号」を「第2号から第4号までのいずれか」に、「第4号」を「第5号」に改め、同条第1号ア後段中「又は」を「及び」に、「の指定区域を含む」を「で規定される条件不利地域を有する」に改め、「(政令指定都市を除く。)」の次に「及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村」を加え、同号ウ中(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 過去10年以内に移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合を除く。

第2条第2号ウ中「都道府県」を「道府県」に改め、同号エを削り、同号中オをエとし、カからクまでをオからキまでとし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 関係人口に関する要件 町に関わりを有する者(関係人口)のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大口町に居住経験のある者

イ 農業に就業する者

第4条第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 関係人口 第2条第3号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

第10条第1項第1号中「3年」を「2年、3年、4年」に改める。

第11条第1項中「請求することができるものとする」を「請求することとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

様式第 1 中

「大口町移住支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、大口町移住支援事業補助金（以下、「移住支援金」という。）」を「移住支援金」に、

「

移住支援金 の種類		就業	就業の場合は申請対象となる求人管理番号	
		起業		

」

を

「

移住支援金 の種類		就業	就業の場合は申請対象となる求人管理番号	
		起業		関係人口

」

に、「” 就業” 」を「” 就業” 及び” 関係人口” 」に、

「

起業形態 (いずれかに○)		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

」

を

「

起業形態 (いずれかに○)		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

3-3 大口町に住んでいた住所及び時期（上記 2 で移住支援金の種類が” 関係人口” に該当する場合のみ記入してください）

住所	
----	--

期間	年 月 日 ～ 年 月 日
----	---------------

に改め、

「

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 新等以内の親族に該当しない		B. 3 新等以内の親族に該当する
--	--	--------------------	--	-------------------

を削る。

様式第 1（別紙 1）中「以下の場合には、大口町移住支援事業補助金交付要綱に基づき、大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）の全額又は半額を返還します。」を「大口町移住支援事業補助金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額を返還します。」に改める。

様式第 1（別紙 3）の中「大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）」を「移住支援金」に改める。

様式第 1（別紙 4）の中「大口町移住支援事業補助金交付要綱第 4 条に規定する大口町移住支援事業補助金」を「移住支援金」に改める。

様式第 2 中

「

勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
---------------------------	-----------------

を削る。

様式第 3 の 1 中「大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）」を「移住支援金」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき」を削る。

様式第 3 の 2 中「大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）」を「移住支援金」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき」を削る。

様式第3の3中「大口町移住支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、」を削る。

様式第3の4中「大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）」を「移住支援金」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき」を削る。

様式第4中「大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）」を「移住支援金」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき」を削る。

様式第5中「大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）」を「移住支援金」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき」を削る。

様式第6の1中「大口町移住支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、」を削り、

「

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること		
第1回提出：	大口町移住支援事業補助金を申請した日から起算して1年経過時点	
第2回提出：	〃	3年経過時点
第3回提出：	〃	5年経過時点

」

を

「

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること		
第1回提出：	移住支援金を申請した日から起算して1年経過時点	
第2回提出：	〃	2年経過時点
第3回提出：	〃	3年経過時点
第4回提出：	〃	4年経過時点
第5回提出：	〃	5年経過時点

」

に改める。

様式第7中「大口町移住支援事業補助金の返還請求」を「移住支援金の返還請求」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき」を削る。

様式第8の1中「大口町移住支援事業補助金の返還免除」を「移住支援金の返還

免除」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき」を削る。

様式第8の2中「大口町移住支援事業補助金の返還免除」を「移住支援金の返還免除」に改め、「、大口町移住支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降の転入者について適用し、令和7年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 大口町（以下「町」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び町内中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う大口町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住した者が、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領及びあいちスタートアップ創業支援事業費補助金実施要領（以下「県実施要領」という。）の規定によるマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、県実施要領、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。 (交付対象) 第2条 移住支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たす者であって第2号から第4号までのいずれかの要件に該当するものとする。この場合において、世帯員が2人以上の世帯から申請をする場合にあっては第5号の要件についても満たす者とする。 (1) 略 ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第7	(目的) 第1条 大口町（以下「町」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住及び町内中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う大口町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住した者が、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領及びあいちスタートアップ創業支援事業費補助金実施要領（以下「県実施要領」という。）の規定によるマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、県実施要領、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。 (交付対象) 第2条 移住支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たす者であって第2号又は第3号の要件に該当するものとする。この場合において、世帯員が2人以上の世帯から申請をする場合にあっては第4号の要件についても満たす者とする。 (1) 略 ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第7

新	旧
2号)、半島振興法(昭和60年法律第63号) <u>及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く。)</u> <u>及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村</u>をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間(修業年限を上限。ただし、高等専門学校は2年を上限とする。)も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 (ア)・(イ) 略 イ 略 ウ 略 (ア)・(イ) 略 <u>(ウ) 過去10年以内に移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合を除く。</u> <u>(エ) 略</u> (2) 略 ア・イ 略 ウ 就業先が、愛知県が移住支援金の対象として開設・運営するマッチングサイト又は他の<u>道府県</u>における同様のマッチングサイトに掲載している法人等で、当該法人等の求人情報に応募して採用されたものであること。 <u>エ</u> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人等に連続して3か月以上在職していること。	2号)、半島振興法(昭和60年法律第63号) <u>又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)</u>をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間(修業年限を上限。ただし、高等専門学校は2年を上限とする。)も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 (ア)・(イ) 略 イ 略 ウ 略 (ア)・(イ) 略 <u>(ウ) 略</u> (2) 略 ア・イ 略 ウ 就業先が、愛知県が移住支援金の対象として開設・運営するマッチングサイト又は他の<u>都道府県</u>における同様のマッチングサイトに掲載している法人等で、当該法人等の求人情報に応募して採用されたものであること。 <u>エ 就業する者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。</u> <u>オ</u> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人等に連続して3か月以上在職している

新	旧
オ 上記ウの求人への応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。 カ 移住支援金の申請日から５年以上継続して当該法人等に勤務する意思を有していること。 キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (3) <u>関係人口に関する要件 町に関わりを有する者（関係人口）のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。</u> ア <u>大口町に居住経験のある者</u> イ <u>農業に就業する者</u> (4) 略 (5) 略 （交付申請） 第４条 略 (1) 略 (2) <u>関係人口 第２条第３号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。</u> (3) <u>移住起業者 第２条第４号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後３か月以上１年以内であり、かつ、次のいずれかに規定する要件を満たしていること。</u> ア・イ 略 （変更の届出） 第１０条 受給者は、次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当するときは、速やかに大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式第６の１）により、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を町長に届け出なければならない。	こと。 カ 上記ウの求人への応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。 キ 移住支援金の申請日から５年以上継続して当該法人等に勤務する意思を有していること。 ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (3) 略 (4) 略 （交付申請） 第４条 略 (1) 略 (2) <u>移住起業者 第２条第３号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後３か月以上１年以内であり、かつ、次のいずれかに規定する要件を満たしていること。</u> ア・イ 略 （変更の届出） 第１０条 受給者は、次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当するときは、速やかに大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式第６の１）により、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を町長に届け出なければならない。

新	旧
(1) 定期の届出 移住支援金を申請した日から起算して1年、<u>2年、3年、4年</u>及び5年を経過したとき。 (2) 略 2 略 (移住支援金の返還等) 第11条 町長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を<u>請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。</u> 様式第1（第4条関係） 【別記】 様式第1（別紙1） 【別記】 様式第1（別紙3） 【別記】 様式第1（別紙4） 【別記】 様式第2（第4条関係） 【別記】 様式第3の1（第5条関係） 【別記】 様式第3の2（第5条関係） 【別記】 様式第3の3（第5条関係） 【別記】 様式第3の4（第5条関係） 【別記】 様式第4（第6条関係） 【別記】 様式第5（第7条関係） 【別記】	(1) 定期の届出 移住支援金を申請した日から起算して1年、<u>3年</u>及び5年を経過したとき。 (2) 略 2 略 (移住支援金の返還等) 第11条 町長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を<u>請求することができるものとする。</u> 様式第1（第4条関係） 【別記】 様式第1（別紙1） 【別記】 様式第1（別紙3） 【別記】 様式第1（別紙4） 【別記】 様式第2（第4条関係） 【別記】 様式第3の1（第5条関係） 【別記】 様式第3の2（第5条関係） 【別記】 様式第3の3（第5条関係） 【別記】 様式第3の4（第5条関係） 【別記】 様式第4（第6条関係） 【別記】 様式第5（第7条関係） 【別記】

新	旧
様式第 6 の 1 （第 1 0 条関係） 【別記】	様式第 6 の 1 （第 1 0 条関係） 【別記】
様式第 7 （第 1 1 条関係） 【別記】	様式第 7 （第 1 1 条関係） 【別記】
様式第 8 の 1 （第 1 1 条関係） 【別記】	様式第 8 の 1 （第 1 1 条関係） 【別記】
様式第 8 の 2 （第 1 1 条関係） 【別記】	様式第 8 の 2 （第 1 1 条関係） 【別記】